

傷病手当金について

被保険者が療養のため4日以上会社を休んで給料がもらえないとき、
一定の期間傷病手当金が支給されます。

「傷病手当金支給申請書」に事業主の証明・医師の意見を受けて健保組合へ提出します。



以下の「傷病手当金の要件」をすべて満たすことが必要です。

療養のためであること

労務に
服することが
できないこと

継続した
3日間の休み
(待期間)を
満たしていること

休業した
期間について
給与の支払いが
ないこと

傷病手当金の記入方法でご注意いただきたい例

9月1日～10日まで休んでいたのに申請する場合



申請期間は待期間を含めて申請してください。

申請期間の初日から連続して休んだ3日間は(1～3日)待期間となり、4日目(9月4日)から**支給対象**になります。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み
← 待期間			← 傷病手当金支給対象期間						



申請期間に本来の待期間(1～3日)を含めずに、9月4日～10日まで申請した場合、

申請期間の初日から連続して休んだ3日間(4～6日)は待期間となり、9月7日から**支給対象**となります。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
			休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み
			← 待期間			← 傷病手当金支給対象期間			

今まで通院していた病院を転院(変更)する場合

9月4日に新しい病院へ転院し受診した場合、9月4日～10日までは新しい病院で医師証明、

9月1日～3日までは前の病院で医師証明が必要になり、傷病手当金支給申請書を2枚作成していただく必要があります。

もし前の病院で医師証明がもらえない場合は、9月1日～3日は支給対象とならない場合があります。

1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み
← 待期間			← 傷病手当金支給対象期間						